

公的研究費不正にかかる調査フロー図

「医療創生大学研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程」

【通報窓口】告発・モニタリング・配分機関・指摘・相談等

【最高管理責任者】不正防止計画推進委員会へ調査委員会の設置を諮問・指

【不正防止計画推進委員会】

- ・不正使用の可能性
- ・調査委員会の要否
- ・告発等の悪意の有無

30日以内に調査実施について配分機関等に報告

【最高管理責任者】
関係者へ通知する

悪意による告発等

悪意ある告発者を処分

不正の可能性なし

調査終了

不正の可能性あり

【最高管理責任者】

- ・調査委員会を設置し調査実施を指示
- ・対象研究者へ研究費使用停止を指示

・配分機関等と調査方針、調査対象、調査方法を協議する
 ・不正の事実が一部でも認定された場合、速やかに認定し、中間報告書を配分機関に提出する
 ・配分機関の求めがあれば、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する
 ・調査に支障があるなど、正答な事由がある場合を除き、配分機関の要請に基づき当該事案にかかる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる

【調査委員会】
調査を実施する

- ・不正の内容、原因
- ・当該告発の悪意の有無

不正の不服申し立て

再調査

【最高管理責任者】
調査結果を関係者へ通知する

不正の認定

処分

120日以内に配分機関等に最終報告を行う

【最高管理責任者】
調査結果の公表する

